

指定訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 概 要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

法人名	社会福祉法人 生きがい十和田
代表者名	山端 政博
事業所名	訪問看護ステーションどんぐり村
所在地	青森県十和田市三本木字一本木沢93-7
電話番号	0 1 7 6 - 2 1 - 3 0 3 3
F A X 番号	0 1 7 6 - 2 4 - 2 7 8 5
管理者氏名	中村 登代子
事業所番号	訪問看護（指定事業所番号 0 2 6 0 6 9 0 1 2 8 ）
サービスを提供できる地域※	十和田市（十和田湖畔地域を除く）

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	業務内容
管理者	看護師	1名	業務の管理、訪問看護業務
看護職員	看護師又は 准看護師	常勤換算2.5以上 （うち常勤1名以上）	訪問看護の業務にあたる
	理学療法士	適当数	看護業務の一環としてリハビリを行う
看護補助者及び 事務員	なし	1 名以上	看護補助業務、請求事務等
勤務時間	0：00～24：00 （ 週 4 0 時間の変形労働時間制 ）		

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土	○	○	○	○
休業日	なし			

2 当事業所の訪問看護の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上及び軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービス提供を行う。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、又、利用者の自立の可能性を最大限に引きだ

すよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- ② 事業に当たっては、居宅介護事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年2回 継続研修を実施しています
その他	

3 サービスの内容

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 病状・障害の観察 | 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| 3 食事および排泄等日常生活の世話 | 4 褥瘡の予防・処置 |
| 5 リハビリテーション | 6 認知症患者の看護 |
| 7 療養生活や介護方法の指導 | 8 カテーテル等の管理 |
| 9 その他医師の指示による医療処置 | 10 緊急時訪問看護 |
| 11 特別管理体制 | 12 ターミナルケア |

4 利用料金

(1) 介護保険サービスの利用料金 ※料金表別表1

原則として基本料金（料金表）は負担割合証に応じた額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(2) 医療保険サービスの利用料金 ※料金表別紙2

ア 各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または免除されます。

イ 老人保健で一般の方は利用金額の1割又は2割、一定以上の所得の方は利用金額の3割です。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの場合、交通費はかかりません。

それ以外の地域にお住まいの次の方は交通費の実費が必要となります。

ア 事業の実施地域を超えた時点から片道10キロメートル未満 550円

イ 事業の実施地域を超えた時点から片道10キロメートル以上 1,100円

(4) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金支払、銀行振込、口座自動引落としの中から自由によべます。なお、

振込み手数料は利用者負担となります。お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前迄に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください）

(ウ) お客様が亡くなられた場合

エ その他

・当事業所が正当な理由が無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業所が破産した場合、お客様は文書で即座にサービスを終了できます。

・お客様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

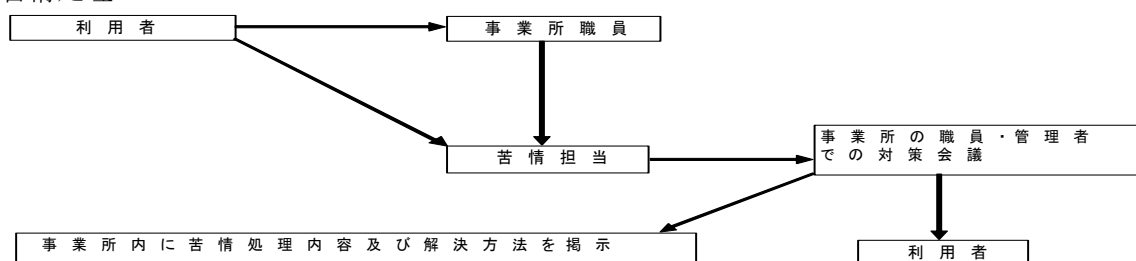
担当者 中村 登代子

電話 0176-21-3033 FAX 0176-24-2785

受付日 年中

受付時間 午前9時～午後5時

(2) 苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 十和田市介護保険課

電話 0 1 7 6 - 2 3 - 5 1 1 1

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

電話 0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	病院名		電話 番号	
ご家族	フリガナ 氏名	続柄 （ ）		
	連絡先 住所など		電話 番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は公益財団法人日本訪問看護財団安心総合保険制度に加入しております）

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	竹ヶ原 祥子
-------------	--------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 身体拘束について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行ないません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメントについて

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務所必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として供用しません。
- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同じ案件が発生しない為の再発防止策を検討します

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場に起きるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

法人名	社会福祉法人 生きがい十和田
代表者名	山 端 政 博
所在地	青森県十和田市三本木字一本木沢93-7
事業所名	訪問看護ステーションどんぐり村

説明者氏名 _____ 印 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

＊ 介護保険サービスの利用料金 別表1 ★令和6年6月改正

ア 【利用料－基本料金・昼間】（ ）内がお客様の1割負担の場合。

(1回につきの料金)	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護職員（准看護師を除く）が行う訪問看護	3,140円 (314円)	4,710円 (471円)	8,230円 (823円)	11,280円 (1,128円)
看護職員（准看護師を除く）が行う介護予防訪問看護	3,030円 (303円)	4,510円 (451円)	7,940円 (794円)	10,900円 (1,090円)
准看護師が行う訪問看護 上記の料金のそれぞれ90/100の料金になります				
理学療法士等による訪問看護 1回あたり20分以上 2,940円 (294円)				
理学療法士等による介護予防訪問看護 1回あたり20分以上 2,840円 (284円)				

※1 基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※3 同一建物の利用者20人以上の場合、上記基本料金の90/100の料金になります。

※4 理学療法士等の場合、厚生労働大臣が定める施設基準（①前年度の理学療法士等の訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと）に該当する場合 8単位/回減算になります。

介護予防訪問看護 12月を超えて行う場合・8単位減算している場合1回につき15単位減算・8単位減算していない場合1回につき5単位減算となります。

イ 【各種加算】該当する場合に算定（ ）内がお客様の1割負担額

☐ 看護体制強化加算	1月につきⅠ5,500円(550円) またはⅡ2,000円(200円)
☐ 緊急時訪問看護加算	1月につきⅠ6000円(600円) Ⅱ 5,740円(574円)
☐ 特別管理加算	1月につきⅠ5,000円(500円) またはⅡ2,500円(250円)
☐ ターミナルケア加算	死亡月 25,000円 (2,500円)
☐ サービス提供体制強化加算	1回につき Ⅰ 60円(6円) またはⅡ 30円(3円)
☐ 退院時共同指導加算	1回に限り 6,000円 (600円) 特別管理加算を要する者に限り2回まで
☐ 初回加算	1月につきⅠ 3500円(350円) Ⅱ 3,000円(300円)
☐ 複数名訪問加算	Ⅰ30分未満2540円(254円) 30分以上4020円(402円) Ⅱ30分未満2010円(201円) 30分以上3170円(317円) 看護補助者との同時訪問
☐ 長時間訪問看護加算	1回につき 3,000円(300円)

□専門管理加算	月 2500 円 (250 円)
□遠隔死亡診断補助加算	1 回 1500 円 (150 円)
□口腔連携強化加算	月 1 回限り 500 円 (50 円)

- ① 看護体制強化加算は緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算等の割合で加算となります。
- ② 緊急時訪問看護加算は、利用者または家族等に対して 24 時間体制にあって、且つ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合の加算となります。
1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問が早朝・夜間、深夜の時間帯になった場合、早朝・夜間、深夜の料金になります。
- ③ 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合、（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 （Ⅱ）在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等 に加算となります。
- ④ 上記利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合は、1回につき長時間訪問加算となります。
- ⑤ 複数名訪問加算は、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合、1回につきそれぞれの料金を所定の料金に加算となります。
- ⑥ 退院時共同指導加算は、医療機関等からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、看護師と主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合です。
- ⑦ 初回加算は、新規の利用者に対して、訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に初回月のみ加算となります。但し、2月間当該訪問看護ステーションからの訪問看護の提供を受けていない場合や、訪問看護から予防訪問看護に変更になった場合及び予防訪問看護から訪問看護に変更になった場合は、継続であっても加算となります。
- ⑧ 在宅で死亡した利用者について看護師が死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)は死亡月に加算となります。
- ⑨ サービス提供強化加算は、下記の厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護事業として届出をし、訪問看護を行った場合、1回につき加算となります。

【厚生労働大臣が定める基準】

・すべての看護師等への研修の実施・定期的な会議の開催・全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施・看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の割合が30%以上は加算（Ⅰ）勤続年数3年以上の者が30%以上は加算（Ⅱ）を算定します。

ウ 【介護保険給付対象外サービス】 自費サービス

死後の処置料	10,000円
日常生活上必要な物品	実費

医療保険サービスの利用料金表 別表2〔一般の訪問看護〕 R6年6月改定

●基本項目

訪問看護 基本療養費	Ⅰ	イ 看護師・助産師・保健師	週3日まで 5,550円	週4日以降 6,550円	
		ロ 准看護師	週3日まで 5,050円	週4日以降 6,050円	
		ニ 理学療法士等	5,550円		
	Ⅱ	※「同一建物住居者」で同一日3人以上の訪問の場合。イ・ロは2人まで(Ⅰ)と同じ料金。			
		イ 看護師・助産師・保健師	週3日まで 2,780円	週4日以降 3,280円	
		ロ 准看護師	週3日まで 2,530円	週4日以降 3,030円	
		ニ 理学療法士等	同一日2人5,550円	同一日3人以上2,780円	
	Ⅲ	入院中の外泊時に1回(別表7・8の対象者は2回)に限り算定。管理療養費は算定なし。			1回 8,500円
管理療養費	月の初日 7,670円 2日目以降(1日につき) 2,500円				

●加算項目

24時間対応体制加算		一月につき 6,800円		
夜間・早朝訪問看護加算		夜間：18時～22時・早朝：6時～8時 2,100円		
深夜訪問看護加算		深夜：22時～6時 4,200円		
特別管理加算 厚生労働大臣が定める 状態にある場合	Ⅰ (重度)	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 一月につき 5,000円		
	Ⅱ	上記以外 一月につき 2,500円		
難病等複数回訪問加算		2回	同一建物内 2人まで 4,500円	3人以上 4,000円
		3回以上	同一建物内 2人まで 8,000円	3人以上 7,200円
複数名訪問看護加算		イ 看護師等(週1回限り)	同一建物内 2人まで 4,500円	3人以上 4,000円
		ロ 准看護師(週1回限り)	同一建物内 2人まで 3,800円	3人以上 3,400円
		ハ 看護師または看護補助者(ニ以外・週3日まで)	同一建物内 2人まで 3,000円	3人以上 2,700円
		ニ 看護師または看護補助者 1日1回	同一建物内 2人まで 3,000円	3人以上 2,700円
		(別表7・8の対象者、 特別訪問看護指示書による 訪問看護を受けている方) 1日2回	同一建物内 2人まで 6,000円	3人以上 5,400円
		1日3回以上	同一建物内 2人まで 10,000円	3人以上 9,000円
長時間訪問看護加算		90分を超える訪問看護 5,200円		
緊急時訪問看護加算		在宅療養支援病院の指示により緊急訪問看護を行った場合 月14回目まで：2650円/日、月15回目以降：2000円/日		
退院時共同指導加算		病院等の退院や退所にあたり、入院機関等と連携し在宅療養について指導を行った場合 8,000円		
特別管理指導加算		特別管理加算の該当者に対して、退院時共同指導加算に加算 2,000円		
退院支援指導加算		退院日に療養上必要な指導を行った場合 6,000円		
		退院日に療養上必要な長時間の訪問を要する指導を行った場合(別表8・特別指示の対象者) 8,400円		
在宅患者連携指導加算		他の保険医療機関と月2回以上文書で連携や指導を行った場合 3,000円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時 2,000円		
看護・介護職員連携強化加算		訪問介護員等が特定行為業務を円滑に行うために支援を行った場合 2,500円		
訪問看護医療DX情報活用加算		電子資格確認により診療情報を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 50円/月		
訪問看護ベースアップ評価料		別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届けている場合 I：780円/月		

情報提供療養費	一月につき 1,500円
ターミナルケア療養費	25,000円

●その他 自費サービス

ご遺体のお世話	(保険対象外) 10,000円
---------	-----------------

医療保険サービスの利用料金表 別表2〔精神科訪問看護〕 R6年6月改定

●基本項目

精神科 訪問看護 基本療養費	Ⅰ	イ 看護師・保健師・作業療法士	週3日まで	30分以上 5,550円	30分未満 4,250円	
			週4日目以降	30分以上 6,550円	30分未満 5,100円	
		ロ 准看護師	週3日まで	30分以上 5,050円	30分未満 3,870円	
			週4日目以降	30分以上 6,050円	30分未満 4,720円	
	Ⅲ	※「同一建物住居者」で同一日3人以上の訪問の場合。2人まで(Ⅰ)と同じ料金。				
		イ 看護師・保健師・作業療法士	週3日まで	30分以上 2,780円	30分未満 2,130円	
			週4日目以降	30分以上 3,280円	30分未満 2,550円	
		ロ 准看護師	週3日まで	30分以上 2,530円	30分未満 1,940円	
	週4日目以降		30分以上 3,030円	30分未満 2,360円		
	Ⅳ	入院中の外泊時に1回(別表7・8の対象者は2回)に限り算定。管理療養費は算定なし。			1回 8,500円	
管理療養費	月の初日 7,670円 2日目以降(1日につき) 2,500円					

●加算項目

24時間対応体制加算		一月につき 6,800円			
夜間・早朝訪問看護加算		夜間 : 18時～22時 ・ 早朝 : 6時～8時		2,100円	
深夜訪問看護加算		深夜 : 22時～6時		4,200円	
特別管理加算 厚生労働大臣が定める 状態にある場合	I (重度)	在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態			一月につき 5,000円
	II	上記以外			一月につき 2,500円
精神科複数回訪問加算		2回	同一建物内 2人まで	4,500円	3人以上 4,000円
		3回以上	同一建物内 2人まで	8,000円	3人以上 7,200円
複数名精神科訪問看護加算		イ 看護師・保健師 作業療法士	1日1回	同一建物内 2人まで	4,500円 3人以上 4,000円
			1日2回	同一建物内 2人まで	9,000円 3人以上 8,100円
			1日3回以上	同一建物内 2人まで	14,500円 3人以上 13,000円
		ロ 准看護師	1日1回	同一建物内 2人まで	3,800円 3人以上 3,400円
			1日2回	同一建物内 2人まで	7,600円 3人以上 6,800円
			1日3回以上	同一建物内 2人まで	12,400円 3人以上 11,200円
		ハ 看護補助者・精神保健福祉士(週1回限り)		同一建物内 2人まで	3,000円 3人以上 2,700円
長時間精神科訪問看護加算		90分を超える訪問看護		5,200円	
精神科緊急訪問看護加算		在宅療養支援病院の指示により緊急訪問看護を行った場合		2,650円	
退院時共同指導加算		病院等の退院や退所にあたり、入院機関等と連携し在宅療養について指導を行った場合		8,000円	
特別管理指導加算		特別管理加算の該当者に対して、退院時共同指導加算に加え算定		2,000円	
退院支援指導加算		退院日に療養上必要な指導を行った場合		6,000円	
		退院日に療養上必要な長時間の訪問を要する指導を行った場合(別表8・特別指示の対象者)		8,400円	
在宅患者連携指導加算		他の保険医療機関と月2回以上文書で連携や指導を行った場合		3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時		2,000円	
看護・介護職員連携強化加算		訪問介護員等が特定行為業務を円滑に行うために支援を行った場合		2,500円	
精神科重症患者支援管理連携加算		イ: 8,400円 ロ: 5,800円			
訪問看護医療DX情報活用加算		電子資格確認により診療情報を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		50円／月	
訪問看護ベースアップ評価料		別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届けている場合		I : 780円／月	
情報提供療養費		一月につき 1,500円			
ターミナルケア療養費		25,000円			
●その他 自費サービス					
ご遺体のお世話		(保険対象外)		10,000円	

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新） 訪問看護医療 DX 情報活用加算 5点（50 円/月）

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。2 の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

● 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

● 資格情報の提供について

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

● 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。